

平成29年 秋季号 **NEWS 119** いわみざわ 消防だより

火の用心 ことばを形に 習慣に (平成29年度 全国統一防火標語)

平成29年 全道秋の火災予防運動

10月15日から10月31日まで



住宅用火災警報器の設置

防災品の使用

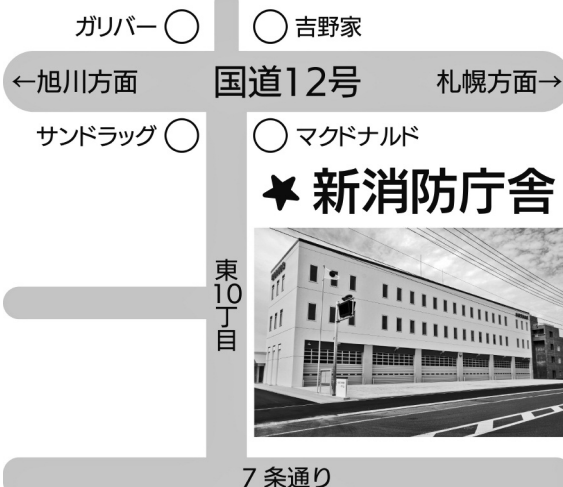
住宅防火対策4つのポイント



住宅用消火器の設置

隣近所との協力体制

消防庁舎が移転しました



★新消防庁舎



7条通り

■新住所■

〒068-0008
岩見沢市8条東10丁目2番地47
☎(0126)22-4300(代表)
FAX(0126)25-1048

岩見沢消防団
消防団員募集中

まずはお電話を!!
☎0126-22-4302

消防本部 警防課 消防団係



syoubou! iwamizawa
岩見沢消防署
ホームページ

ホームページの内容は
適宜更新しています!

岩見沢消防署 検索

<http://www.hamanasu.com/syoubou/>

編集・発行 消防本部(編集委員) ☎0126-22-4301

岩見沢市・月形町での

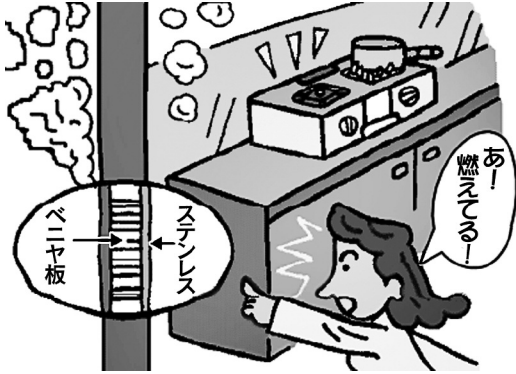
H28年 出火原因の順位

1位	ストーブ	(7件)
2位	マッチ・ライター等	(4件)
3位	コンロ	(3件)
	煙突	(3件)
	電気配線	(3件)



ストーブ火災に気をつけよう

- ① ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ② 煙突の折れ曲がりや破損に気をつける。
- ③ 就寝時は必ず火を消す。
- ④ 低温発火に注意。



■ 低温発火って？

木材の発火点(火種がなくても燃え出す温度)は260℃から416℃ですが、長期間高温にさらされていると木材の性状が変化し、100℃以下の温度で加熱され続けた場合でも、自然発火することがあります。

安全・安心な街づくりのために

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！



違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

● 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

● 公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備(スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。

● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

● 公表の方法は

岩見沢消防署のホームページへ掲載します。

● 公表する内容は

- ① 建物の名称と所在地 ② 違反の内容 ③ その他消防長が必要と認める事項

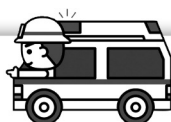
制度の開始時期は

平成**30**年**4**月**1**日です。

違反の建物かあ
利用を控えようかなあ



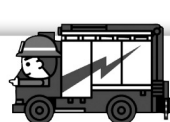
平成29年
1月から8月末まで
出動件数



救急出動
昨年同期



2,576件
2,516件



救助出動
昨年同期



38件
37件



火災件数
昨年同期



17件
24件